

## 2. 日本国籍の相続人さまが海外にいる場合

- ◆ 居住地の日本大使館・領事館等で発行される在留証明書および署名(サイン)証明書等を「相続手続依頼書」に添付しご提出ください。
  
- 「遺産分割協議書」「委任状」等へ署名(サイン)する場合も同様です。  
在留証明書の発行申請は代理人でもできますが、署名(サイン)証明は本人が直接在外公館へ出頭する必要があります。
  
- 大使館が遠方の場合は、公証人が発行する署名(サイン)証明書を「相続手続依頼書」に添付してください。